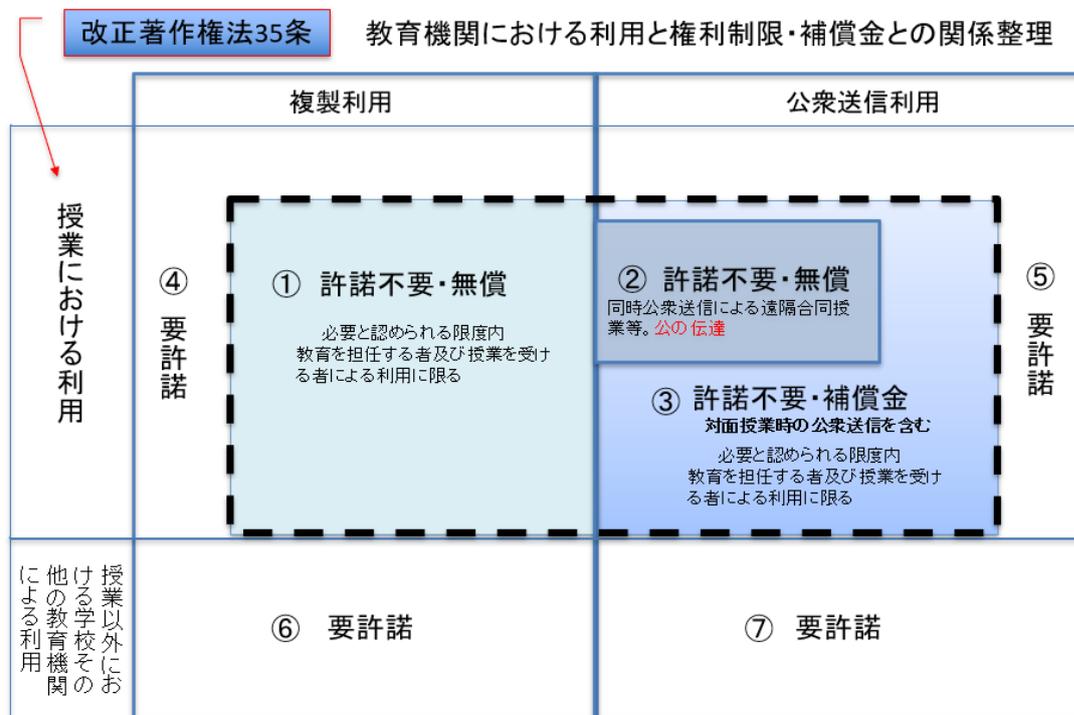


改正著作権法第 35 条運用指針（令和 2(2020)年度版）増補版（案） 学校等における典型的な利用例



※ただし、「引用」など他の権利制限規定により許諾不要・無償で利用できる場合もあります。

※令和3(2021)年度は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会が授業以外での利用について包括的なライセンスを
検討しています。

1. 授業での利用の例

学校など教育機関の教員等は、授業の中で他人の著作物を複製し、履修者等に配付することなどについては、著作権者の許諾を得ることなく、無償で行うことができます。また、他人の著作物を利用して作成した教材を、履修者等の端末に送信したり、オンデマンド型の遠隔授業で利用したりすることも著作権者の個別許諾なくして行うことができます。この場合、教育機関の設置者は一括して指定管理団体に補償金を支払うことが必要です。

ただし、いずれの場合でも、「その必要と認められる限度」の範囲内での利用に限られるとともに、「当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害する」場合には、本制度に基づく利用はできず、著作権者の許諾が必要です。

※以下の例で示した教科名、授業のテーマ、場面は参考例です。いずれの場合も、「引用」（著作権法第32条第1項）に該当する場合などは許諾不要、無償で利用できます。また、慣行がある場合は著作者名など「出所の明示」が必要です。

(1) 初等中等教育

A) 許諾不要、無償で著作物を利用できると考えられる例

複製 = ①

- 教員が国語の授業で、作家のエッセイの小部分を黒板に板書する。
- 地球温暖化問題に関する調べ学習の成果をクラスの班別に発表する際に、他の生徒に配付するために、発表する生徒が新聞記事や県庁のホームページの環境対策の一部分を、紙にコピーする。
- 教員や児童・生徒がクラスの修学旅行のしおりに、旅行先を題材にした歌詞などの著作物を掲載する。
- 教員が社会科、道徳、学級会などの授業で東京オリンピック・パラリンピックの施設の特徴を題材として取り上げる際、それらを教室のディスプレイで紹介するために、関係する新聞記事と写真をプレゼンテーションソフトのファイルにコピーする。
- 教員が社会科、理科、道徳などの授業で防災教育を行う際、大災害の被災者の証言を聞いて考えさせるために、それを報道したテレビ番組のうち授業に関係がある一部分を録画する。
- 教員が授業参観や研究授業で地元の町おこしに関する複数の新聞記事を利用して教材を作成し、紙にコピーして生徒だけでなく、参観の保護者や教員にも配付する。
- 美術の授業でデザインやレイアウトの工夫について学習するために、出版物に掲載された一部の写真やイラストを利用して教員が作成した教材を、授業担当教員が学校の事務職員に依頼して生徒の人数分、紙にコピーしてもらう。
- 教育センターが主催する教員研修（高等学校「理科（地学）」）で、指導主事が「大気の組成」の指導法を解説するため、気象に関する出版物から天気図の作成方法や読み方に関する部分を参加した教員のために紙にコピーする。

公衆送信 = ②

- 教員がA校の教室と、B校の教室とをインターネット回線で結び、国語の授業を同時中継で行う際、送り手の教室で黒板に板書して見せている小説の小部分を、受け手の教室に設置したディスプレイに送信する。
- 海外の姉妹校との間でインターネットを通じた同時遠隔授業を行う際、日本について紹介するため、日本側の教室の履修者等が日本の風景写真や画像を送信する。
- 病気で欠席中の生徒が自宅で学習するために、教室での授業の様子をインターネットを通じて自宅のPCに同時中継する際に、教室で配付した教材を送信する。

公の伝達 = ②

- 教員が授業に関連する動画共有サイトの動画を、教室に設置されたディスプレイなどで生徒に見せる。

B) 補償金を支払えば、許諾不要で利用できると考えられる例

※動画共有サイト等にアップロードする場合は、視聴可能な人を授業を受ける児童・生徒らに限定する。

公衆送信 = ③

- 教員が絵本の「小部分」を読み聞かせる動画を、動画共有サイトにアップロードする。
- 教員が教科書の一部を掲げたり読み上げたり、教科書の一部をパワーポイントに埋め込むなどした児童向けの授業動画を、クラウドサーバーや動画共有サイトにアップロードする。
- ダンスの授業で、教員が生徒の参考にさせるため、ヒット曲の小部分に合わせて踊る動画をクラウドサーバーにアップロードする。
- 教員が市販の図鑑から複数の図版を抜き出してプレゼンテーションソフトにまとめ、対面での授業中にクラウドサーバーを通じて対面している児童のタブレット端末に送信する。
- 教員が英語の教科書に掲載されているスキット（寸劇）を、生徒に予習させるためにクラウドサーバーにアップロードする。
- 教員が反転授業のための予習（事前学習）の資料として、教科書の小部分や、教科書に掲載された絵画、写真などをクラウドサーバーにアップロードする。
- 教員が主権者教育の授業のため、全国各地での取り組みを紹介した複数の新聞記事をプレゼンテーションソフトにまとめてクラウドサーバーにアップロードする。
- 教員が修学旅行で訪ねる寺社の説明を社会科の教科書から抜き出し、生徒が修学旅行中の必要ときに個人のスマホから参照できるようにするため、クラウドサーバーにアップロードする。
- 離島の学校、院内学級、不登校の児童・生徒のための適応指導教室などで学習する児童・生徒が、オンデマンドで学習できるよう、教員が教科書や小説などの著作物の小部分を用いた教材をクラウドサーバーにアップロードする。
- 教員が新聞記事などを使って学校内のスタジオですでに行われた授業の映像を、離島の学校の児童・生徒の学習のため、クラウドサーバーにアップロードする。

C) 必要と認められる限度を超えるため、著作権者の許諾が必要だと考えられる例

複製 = ④

- 日本史の授業で生徒に配付するため、教員が当該授業とは関係のない新書の小部分を紙にコピーする。

公衆送信 = ⑤

- 英文の文学作品を和訳する授業で、教員が生徒に読解させる文章以外のページもスキャンして、クラウドサーバーにアップロードする。
- 教員が国語の授業で複数の掌編小説、短篇小説を授業の都度、あるいは自宅学習用にスキャンして電子ファイルにしてクラウドサーバーにアップロードし、授業と関係ない多数の小説をアップロードする。

D) 著作権者の利益を不当に害する可能性が高いため、著作権者の許諾が必要だと考えられる例

※【 】内は許諾が必要だと考えられる理由。利用者の参考のために、具体的な個所に下線を引きました。

複製 = ④

- 教員が日本各地の祭りを撮影した写真集の中から写真を数十枚選んで紙にカラーコピーして簡易製本し、社会科の授業で複数年にわたって使える教材にする。【種類】【態様】
- 教員が算数の市販のドリルを児童には購入させず、学校で購入した1冊の中から授業の都度、児童に配付するために問題を紙にコピーする。【種類】【用途】
- 教員が国語の授業で特定の小説の小部分を授業の都度、生徒に配付するために紙にコピーした結果、学期末には小説のほぼ全部をコピーする。【態様】

公衆送信 = ⑤

- 幼稚園の教員が、絵本の全てのページを読み聞かせた動画をいつでも何度でも園児が見られる状態で動画共有サイトにアップロードする（視聴は授業を受ける幼児に限定）。【態様】
- 教員が同一の画集の中から数十作品を選んでスキャンして電子ファイルにしてクラウドサーバーにアップロードし、美術の授業で生徒に個々に配備されたタブレットに送信する。【態様】
- 教員が市販の漢字ドリルを児童には購入させず、学校で購入した1冊の全てのページをスキャンして、児童に宿題として複数回に分けてメールで送信する。【種類】【用途】
- 教員が火山の噴火の起きる仕組みについてイラストで解説した著作物の小部分を、授業の都度、スキャンして生徒に予習の教材として複数回、電子ファイルでメール送信し、その結果、その出版物の大部分を送信する。【態様】

注1) 当該著作物を履修者全員分、購入して利用することが適切な例も含まれます。

注2) 既に絶版となっているなど、入手することが困難な出版物に掲載されている著作物を利用する場合の取扱いについては、今後の検討とします。

(2) 高等教育

A) 許諾不要、無償で著作物を利用できると考えられる例

複製 = ①

- 英国のEU離脱が国際社会に与える影響について議論するため、教員等が新聞各紙の社説や解説記事を受講生に配付するために紙にコピーする。
- 教員が社会心理学の授業で受講生に配付するため、学協会が発行・発売する学協会誌のある号に掲載された10本の小論文の中から1つの関連論文を紙にコピーする。
- 教員が建築史の講義で、インターネットに掲載された世界各地の建築物の写真を受講生に見せるため、プレゼンテーションソフトのファイルにコピーする。
- 教員が、東京大空襲の体験者の証言を集めたドキュメンタリー番組を、教室のディスプレイで受講生に視聴させるためにその一部を録画する。
- 教員が、大学の教室で行う無料の公開講座での受講生用の資料として、郷土史家が地域の歴史を書いた出版物の小部分を紙にコピーする。
- 受講生が美術の実習で技術を身につけるために、教室に飾られた実物の絵画を模写する。
- 受講生がゼミ合宿で教員とゼミ生に上映するため、公的年金について取り上げた新聞記事をスキャンしてプレゼンテーションソフトのファイルにコピーする。
- 日本史を担当する教員が、事務職員に依頼して、研究書の小部分を使った教材を受講生の人数分、紙にコピーしてもらう。

公衆送信 = ②

- 教員がA大学で行う政治学の対面での講義で、選挙制度を解説した新聞記事を利用した教材を受講生に配付し、その教材が映った講義の映像を同時にB大学の教室で受講生がディスプレイや個々の端末で視聴できるように同時中継する。(受講生の自宅の端末に講義映像を同時中継する場合も含む)
- A大学とB大学の教室をインターネット回線で結び、両大学の受講生がデフレ対策について討論する際に、一方の教室で上映した評論家による経済誌での解説記事を、他方の教室に同時送信する。
- フィールドワークのため遠隔地に滞在する受講生が、必修の科目をPCやスマホで受講できるようにするため、教室での授業の様子をインターネットを通じて同時中継するとともに、教室で配付した教材を送信する。

公の伝達 = ②

- 教員が授業に関連する動画共有サイトの動画を、教室に設置されたディスプレイなどで受講生に見せる。

B) 補償金を支払えば、許諾不要で利用できると思われる例

公衆送信 = ③

- 現代文学論の授業を担当する教員が、長編小説の小部分をスキャンして、受講生に限定してLMS (Learning Management System) にアップロードする。
- 教員が生命倫理に関する各新聞社の社説を受講生に比較・分析させるため、LMSに社説をアップロードする。
- 教員が多変量解析の手法を受講生に事前・事後に学習させるため、教科書や参考書の小部分をLMSにアップロードする。
- 教員が化学実験を受講生に行わせるため、実験マニュアルや参考書の小部分をLMSにアップロードする。
- 教員が国際経済学の授業で、新型コロナウイルスの感染拡大が国際経済に与える影響を受講生に分析させるため、テレビの特集番組の小部分をLMSにアップロードする。
- 教員が現代日本文学の授業で、「文字での表現」と「映像での表現」とを受講生に比較させるため、小説の小部分と、該当する映画の場面の映像をLMSにアップロードする。
- 教員が音楽と現代社会のかかわりについて受講生に考察させるため、複数の楽曲の小部分をLMSにアップロードする。
- 教員が音楽の演奏・作曲に関する講義で、楽譜の一部が映った講義を撮影して受講生に限定してLMSにアップロードする。
- 教員が大学のスタジオ（受講生は不在）で教育に関する出版物の小部分を教材とした講義を撮影し、受講生に限定してLMSにアップロードする。
- 教員が裁判員制度に関する授業で、講義で対面する学生のタブレットに、過去の判決を解説した新聞記事を、クラウドサーバーを経由して送信する（学生から教員と他の学生に送信する場合も同じ）。
- マーケティングの講義を担当する教員が、統計学に関する出版物の小部分を利用して教材を作成し、事務職員に依頼して、受講生に限定してLMSにアップロードしてもらう。

C) 必要と認められる限度を超えるため、著作権者の許諾が必要だと考えられる例

複製 = ④

- 心理学の授業で配付するため、教員が出版物を、受講生が行う授業外学習に要しないと認められる分量まで紙にコピーする。

公衆送信 = ⑤

- 教員が社会学の授業で、ある論文の中から1つの図表しか使わないのに、論文の全体をスキャンしてLMSにアップロードする。

D) 著作権者の利益を不当に害する可能性が高いため、著作権者の許諾が必要だと考えられる例

※【 】内は許諾が必要だと考えられる理由。利用者の参考のために、具体的な個所に下線を引きました。

複製 = ④

- 教員が、法学を学ぶ受講生に配付するため、市販の法律雑誌に掲載された記事のうち、雑誌の大部分にあたるような数の記事を紙にコピーする。【態様】
- 教員が児童文学の授業で、絵本の全てのページを紙にコピーする。【態様】
- 教員が日本文学専攻のゼミで、文章の構成を学ぶために必要だとして、月刊誌に掲載された文学賞の受賞作品の全文を、受講生に配付するために紙にコピーする。【態様】
- マクロ経済学に関する授業で、事前学習用として各回の講義で扱うテーマに関する章（現在市販されている入門書の小部分）を講義の都度紙にコピーして受講生に配付し、結果的にその入門書の大部分をコピーする。【態様】

公衆送信 = ⑤

- 教員が自分のゼミの受講生の参考にするため、現在市販されている商業誌の大部分を占めるような論文の全文をスキャンして、大学のLMSにアップロードする。【態様】
- 教員が経営学の授業で、簿記の市販の問題集を、受講生が買わなくても済むようにと大部分のページをPDF化し、SNSを介してその授業の受講生全員に送信する。【種類】 【態様】
- 教員が政治過程論の講義で、事前学習用に政治学者による入門書の一部分を毎回の講義でスキャンしてLMSにアップロードし、結果的にその入門書の大部分をアップロードする。【態様】

注1) 当該著作物を履修者全員分、購入して利用することが適切な例も含まれます。

注2) 既に絶版となっているなど、入手することが困難な出版物に掲載されている著作物を利用する場合の取扱いについては、今後の検討とします。

(3) 社会教育施設

A) 許諾不要、無償で著作物を利用できると考えられる例

複製 = ①

- 博物館、美術館等における解説講座や、公民館での講座で受講者に配付するため、講座を担当する学芸員や講師が資料として出版物の小部分を紙にコピーする。
- 博物館、美術館等での解説講座で受講者に解説するため、講座を担当する学芸員がプレゼンテーションソフトに出版物や新聞記事等の小部分を保存する。

公の伝達 = ②

- 博物館、美術館等でのミニレクチャー、ミニトークで受講者に解説するため、講座を担当する学芸員がタブレット端末で動画共有サイトの動画を見せる。

2. 授業以外での利用の例（要許諾）

学校その他の教育機関で、他人の著作物を「授業以外」で利用する場合は、権利者の許諾を得ることが必要です。

複製、公衆送信 = ⑥、⑦

■著作権者の許諾が必要な例

A) 「学校その他の教育機関」

<初等中等教育>

- 教職員が、自校を取り上げた雑誌記事をスキャンして**学校のホームページにアップロードする。**
- 教員が大災害についての新聞記事を示して行った授業を撮影し、その動画を学校のホームページや動画共有サイトで誰でも見られるようにアップロードする。
- 教職員が、入学希望者に向けた学校紹介の動画のBGMとしてヒット中の曲を学校のホームページにアップロードする。
- 教職員が、保護者に紙で配付する「学校だより」に**第三者の著作物を掲載する。**

<高等教育>

- 大学の教職員が、新聞に掲載された**自校を紹介する**記事を複製して、大学の広報誌に掲載する。
- 大学の軽音楽部で、市販の楽譜の**全部をスキャンしてタブレットで閲覧できるファイルを作成したり、紙にコピーしたりして部員全員に配付する。**
- 大学のホームページに、高校生に人気の曲を含む入学希望者向けの大学紹介動画をアップロードする。
- 大学の運動系サークルの活動で、新入生に見せるために競技の入門書を紙にコピーしたり、スキャンしてSNSに投稿したりする。
- 学生サークルが自主的なボランティア活動（単位認定されないもの）に参加する際、参加者に見せるために、その活動を主催するNPO団体を紹介した雑誌記事をスマホで撮影してSNSに投稿する。

B) 「学校その他の教育機関」以外

- 教育委員会の事務局の指導主事が、図鑑などから写真やイラストなどを使用して小学生向けの理科の教材を作成し、管内の教育機関や教員が自由に使えるよう、紙にコピーしたり、電子ファイルで送信したりする。
- 教育委員会の事務局の指導主事が、教科書を利用して授業動画を作成し、動画共有サイトの教育委員会のチャンネルにアップロードする（視聴可能な人の限定の有無を問わない）。**

※「学校等における典型的な利用例」は、運用指針の定期的な見直しにあわせて追加、修正します。